

実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との 取引の適正化に関する指針等について

令和8年2月

公正取引委員会

取引調査室 片岡克俊

指針策定までの経緯等

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月）

コンテンツ産業については、個人の創造性に重点が移りつつあることに鑑み、公正取引委員会の協力の下、優越的地位の濫用等を防止し、個人を守ることに力点を置いて、音楽・放送番組の分野の取引慣行等について実態調査を行い、本年内に完了する。（中略）

この調査結果を踏まえて、実演家と事務所との間の契約等を適正化する観点から、それに反する行為は独占禁止法に抵触するおそれがあることを示す指針の作成を図る。

実態調査報告書を公表（令和6年12月）

実態調査の結果、①芸能事務所と実演家の取引、②放送事業者又は番組制作会社（以下「放送事業者等」という。）と芸能事務所・実演家の取引、③レコード会社と芸能事務所・実演家の取引の三つの取引それぞれについて調査を行い、その一部について独占禁止法上の観点から問題となり得る行為を確認した。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月）

2024年に行った音楽・放送番組の分野の取引慣行等の実態調査を踏まえ、実演家と事務所との間の契約等を適正化する観点から、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定し、関係省庁が連携してその指針の周知徹底を図る。

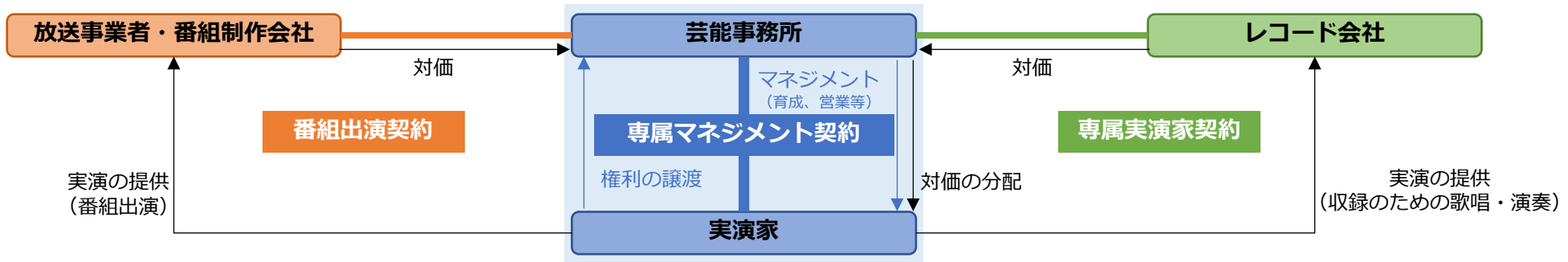
指針の策定

- ◆ 指針は、実態調査報告書を踏まえ、上記①から③の取引における芸能事務所、放送事業者等又はレコード会社の採るべき行動について行動指針として取りまとめたもの。

※指針では、併せて「取引の適正化のために参考となる行動例」及び「独占禁止法上の観点から問題となり得る行動例」も示している。

- ◆ 内閣官房及び公正取引委員会は、関係府省庁・関係事業者団体等の協力を得て、指針の周知を徹底する。

指針の対象となる取引及び行為



実演家と芸能事務所の取引	専属義務の期間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 専属義務に係る契約期間の設定 ◆ 期間延長請求権
	競業避止義務等	◆ 競業避止義務等の規定
	移籍・独立に係る妨害行為	◆ 移籍・独立に係る金銭的給付の要求
		◆ 移籍・独立を希望する実演家に対する妨害
		◆ 移籍・独立した実演家に対する妨害
	実演家の権利に対する行為	◆ 共同又は事業者団体による移籍制限等
		◆ 成果物に係る各種権利等の利用許諾
◆ 芸名・グループ名の使用制限		
実演家の待遇に関する行為	◆ 報酬に関する一方的決定	
	◆ 業務の強制	
契約の透明性を妨げる行為	◆ 契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと	
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実演家に対する実演等に係る取引内容の明示 ◆ 実演家報酬に係る明細等の明示 	
放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引	取引条件	◆ 業務依頼時の十分な交渉、契約条件の書面等での明示
レコード会社と芸能事務所・実演家の取引	契約終了後の活動制限	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実演禁止条項の規定 ◆ 再録禁止条項

指針の内容（芸能事務所が採るべき行動（契約期間・競業避止について））

専属義務に係る契約期間の設定について

- ✓ 専属義務の期間を一定期間確保する必要がある場合には、あらかじめ契約上その期間を明確に規定すること
- ✓ 専属義務を定める契約期間は、契約締結の段階（又は更新の段階）において、実演家の要望も踏まえつつ双方合意の上定めることとし、実演家が芸能事務所提示の期間より短い契約期間を求める場合には、芸能事務所が育成等のための投資費用（※1）（以下「育成等費用」という。）を合理的な範囲で回収し、かつ、合理的な範囲で収益を確保（※2）するために必要な期間について、実演家に十分説明し、協議すること
- ✓ 契約期間を定めない場合は、通例、両当事者による解除が可能であることを踏まえ、実演家が希望するタイミングで、実演家の退所を認めること
- ✓ 契約締結の段階（又は更新の段階）において、実演家に対して、専属義務の内容及び専属義務を定める契約期間について、十分に説明し、実演家と協議すること

※1 育成等費用には、当該実演家のレッスンに掛かる費用といった芸能活動に必要なスキルを直接的に向上する費用にとどまらず、合理的な範囲で、当該実演家を売り出すための宣伝費等の当該実演家のパブリシティ（氏名や肖像等の有する顧客吸引力）の価値を高めるために投下する資本も含まれる。

※2 実演家を育成等することにより生じる、将来の収益をもたらすパブリシティの価値のうち芸能事務所の貢献による部分に係る収益を確保することまでを含む。

期間延長請求権について

- ✓ 期間延長請求権（芸能事務所からの請求により契約を更新できる権利）を契約上規定する場合には、育成等費用を合理的な範囲で回収し、かつ、合理的な範囲で収益の確保の必要性があると認められる場合において、1回に限る等合理的な範囲で行使できるものとし、契約締結の段階（又は更新の段階）において、実演家に対して、その必要性や行使できる範囲も含め、十分に説明し、実演家と協議すること
- ✓ 期間延長請求権を行使する際は、金銭的補償による代替を検討した上で、合理的な範囲で育成等費用の未回収分を回収し、かつ、合理的な範囲で収益を確保するために必要な期間とし、その理由について実演家に対して十分に説明すること

競業避止義務等の規定について

- ✓ 原則として、契約上、競業避止義務等を規定しないこと（既存の契約で定められている場合は競業避止義務等を定める条項を削除すること）
- ✓ 仮に、保護すべき営業秘密を実演家が把握するような場合には、より競争制限的でない他の手段として、まずは秘密保持契約の締結を検討すること

指針の内容（芸能事務所が採るべき行動（移籍・独立の妨害について））

移籍・独立に係る金銭的給付の要求について

- ✓ 実演家が退所する際に金銭的給付の要求を行うことがある場合には、あらかじめ契約上規定しておくことが望ましい。
- ✓ 特に、合理的な範囲で育成等費用の未回収分を回収し、かつ、合理的な範囲での収益を確保するため金銭的給付を要求する場合に、要求する金銭の額が高額となり得るときは、どのような場合に金銭的給付が求められるか等の考え方や算定方法を契約上規定し、契約締結の段階（及び更新の段階）において、実演家に対して、その必要性も含め、十分に説明し、協議すること
- ✓ 金銭的給付の要求は、合理的な範囲で育成等費用の未回収分を回収し、かつ、合理的な範囲での収益を確保するため、必要かつ相当と認められる範囲に限るものとすること
- ✓ 退所する際に実際に金銭的給付の要求を行う場合は、実演家に対して、要求する金額の算定根拠を示すとともに、その必要性・相当性を十分に説明し、実演家と協議すること
- ✓ 金銭的給付の要求を行う場合は、実演家の移籍又は独立後の収入を考慮しサンセット条項とすることや、移籍先の事務所との間で合理的な範囲で金銭的給付について協議することも検討すること

移籍・独立を希望する実演家に対する妨害について

- ✓ 実演家が契約を満了するに当たって移籍・独立の申出を行った際は、円滑に移籍・独立できるよう、移籍後の活動に際して必要となる連絡先、留意事項等を移籍先の事務所に伝達するなど、適切に対応すること
- ✓ 実演家の移籍・独立を妨害するような言動をしないこと

移籍・独立した実演家に対する妨害について

- ✓ 移籍・独立した実演家が、移籍・独立後に円滑に活動できるよう、活動を妨害するような言動をしないこと
- ✓ 移籍・独立した実演家について、例えば、放送事業者等に対して円満退所でなかったことやトラブルがあったことを伝えて、起用しないことを放送事業者等に忖度させたり、トラブルの可能性があると思わせたりすることにより、起用を見送らせるというようなことにならないよう言動に留意すること

共同又は事業者団体による移籍制限等について

- ✓ 複数の芸能事務所が共同して、又は事業者団体において実演家の移籍を制限したり、移籍を希望する実演家との契約を拒絶したりせず、各芸能事務所の自主的な判断により実演家と契約すること
- ✓ 移籍してくる実演家に一定期間フリーとして活動を行うことを求めず、実演家の自由な選択に委ねること

成果物に係る各種権利等の利用許諾について

- ✓ 放送事業者等の取引先等から利用の申出があった場合には、各種権利等の利用を許諾しないことに合理的な理由がなければ、各種権利等の利用を許諾すること
- ✓ 各種権利等の利用を許諾しない場合にはその理由について許諾を求めた者に十分説明すること

芸名・グループ名の使用制限について

- ✓ 芸名又はグループ名（以下「芸名等」という。）に関する権利を芸能事務所に帰属させる場合には、あらかじめ契約上に明確に規定した上で、実演家に対して十分に説明し、実演家と協議すること
- ✓ 合理的な理由が無い限り芸名等の使用の制限を行わず、制限する場合においてもその制限の方法は合理的な範囲の使用料の支払等の代替的な手段も含めて合理的なものとし、その理由について実演家に十分に説明し、実演家と協議すること

指針の内容（芸能事務所が採るべき行動（実演家の待遇・契約の透明性について））

報酬に関する一方的決定について

- ✓ 契約締結時、契約更新時、又は相当期間ごとに、実演家と十分な協議を行った上で、**報酬（二次使用料、SNSやファンクラブ運営、グッズ販売による収益等の配分を含む。）の額・歩合の率、実演家が負担することとなる経費（報酬から控除する経費）等の条件について、できる限り契約上明記すること**
- ✓ 契約上規定していなかった経費を実演家に請求する又は実演家の報酬額から控除する場合においては、当該経費について十分説明し、実演家と協議の上、合意された場合にのみ行うこと

業務の強制について

- ✓ 取引先から依頼を受けた**業務の具体的内容について事前に実演家に提示し、その意向を確認すること**
- ✓ 実演家が希望しない可能性がある内容の業務の依頼を取引先から受け、実演家の将来を見据えた育成やプロモーションなどの観点からその業務を引き受けようとする場合には、その必要性などを実演家に十分に説明し、実演家と協議した上で、**実演家本人が納得した場合に限り引き受けること**
- ✓ 実演家が特定の業務を拒否した場合に、当該実演家について合理的な理由なくその他の業務も含めて一律に営業活動を行わないというような**報復等を行ってはならず、実演家の自由な選択を尊重すること**

契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないことについて

- ✓ 契約内容（業務の内容、報酬額の算出方法等）を明確化した上で、**契約を書面で行うこと（※）**
- ✓ **実演家（特に若年の実演家）との契約締結時に、**実演家が取得する各種権利や芸名の帰属に係る条項、報酬に係る条項、実演家の活動（退所後を含む。）を制約し得る条項などの重要な契約内容については、積極的に、**その目的を含め十分に説明すること**
- ✓ **契約更新時に、**重要な契約内容について、**実演家の意向を十分に確認すること**
- ✓ 実演家が、弁護士等に相談しつつ契約内容を十分に検討できるよう、契約の案の提示から合意・締結まで一定の期間を設けること（その場での契約の締結を強要しないこと）
- ✓ 実演家（特に若年の実演家）が、契約内容等について弁護士等の第三者に相談できるよう配慮すること
- ✓ 実演家からの契約内容に係る質問や協議の申出に対して、**いつでも真摯に対応すること**

実演家に対する実演等に係る取引内容の明示について

- ✓ 放送事業者等の取引先からの依頼を受けようとして、実演家へ業務を依頼する際には、実演家が自身の判断により業務を選択できるよう、**芸能事務所がその時点で知り得る実演等に係る取引内容の詳細を明らかにすること**（実演家が当該業務を引き受けることに反対の意思表示をした場合については左記「業務の強制」を参照。）

実演家報酬に係る明細等の明示について

- ✓ 実演家に歩合制により報酬を支払う場合には、**① 実演家の業務ごと（芸能事務所と取引先との契約ごと）の契約金額の総額、② ①のうち芸能事務所及び実演家それぞれへの分配額又は比率、③ ②の実演家への報酬額から差し引く費用等がある場合は、その項目及び金額について、明示すること**

※ 文化庁が、文化芸術の担い手である芸術家等における契約慣行の改善の方向性等を示すことを目的に、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」での検討結果として、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」を公表（令和4年7月27日公表、令和6年10月29日改訂）。同ガイドラインは、専属マネジメント契約に言及していないが、芸能事務所は、契約の書面化の推進や取引の適正化の促進など同ガイドラインの参考にできるところは考慮すべきである。

指針の内容（放送事業者等/レコード会社が採るべき行動）

放送事業者等が採るべき行動

業務依頼時の十分な交渉、契約条件の書面等での明示について

- ✓ 芸能事務所・実演家に対して、**業務依頼時に、可能な限り具体的な契約条件**（報酬の金額や支払条件、業務内容、拘束期間など）を**書面**（※）等（メールや電子ファイル等を含む。）**で示す**こと
- ✓ 芸能事務所・実演家に対して、契約条件（報酬の金額や支払条件、業務内容、拘束期間など）等を一方的に提示・変更するのではなく、交渉の機会を設ける等により、**芸能事務所・実演家からの意見を**確認し、**十分に説明し、協議する**こと

※ 契約の書面化については、文化庁の「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」において、「実演家の出演に関する契約書のひな型例及び解説」が示されている。放送事業者等は、このようなひな型も参考にして、契約の書面化を進めるべきである。

レコード会社が採るべき行動

実演収録禁止条項（※）の規定について

- ✓ 契約終了後に一定期間の実演の収録を禁止する実演収録禁止条項を定める目的を確認し、契約上実演収録禁止条項を規定することだけでなく規定しないことを含め、当該規定の必要性・相当性を検証し、規定する場合には、必要性・相当性を含め実演家等に十分説明し、協議すること
- ✓ 実演収録禁止条項を定める目的から必要性等があると認められる場合であっても、**禁止する対象や期間を、当該目的のために必要かつ相当な範囲に限定**すること

※ 実態調査報告書における「実演禁止条項」と同じ。指針を策定する中でこのような名称で表記することとしたもの。

再録禁止条項について

- ✓ 再録禁止条項を定めるに当たり、長期間の契約期間中にリリースされた楽曲について一律に契約終了時点から再録を禁止するのではなく、**合理的な範囲での投資の回収や合理的な範囲での収益の確保という目的のために必要な楽曲についてのみ再録禁止条項の対象とし、当該目的のために必要かつ相当な期間を設定**すること
- ✓ **再録禁止条項の効力発生の起算点について**、契約終了時点とするだけでなく個別の楽曲のリリース時点とすることを含め、**必要性・相当性が認められる方法で設定**すること
- ✓ 再録禁止条項について、複数回の契約更新を経てリリースから長期間が経過している楽曲について、芸能事務所・実演家から交渉された場合には、合理的な範囲での投資の回収や合理的な範囲での収益の確保ができているのであれば再録を認めるというように**柔軟に対応**すること
- ✓ 再録禁止条項は、既にリリースした楽曲等について他のレコード会社で同一楽曲をリリースするための収録のみならず、収録を伴うライブ、コンサートなども対象の範囲に含むものであるが、**楽曲のリリース後の合理的な範囲での投資の回収や合理的な範囲での収益の確保という目的のために必要かつ相当な範囲に限定**すること

- ◆ 内閣官房及び公正取引委員会は、関係府省庁・関係事業者団体等の協力を得て、本指針の周知を徹底する。
- ◆ 公正取引委員会は、芸能事務所等が本指針に記載の採るべき行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある等の場合には、独占禁止法等に基づき厳正に対処していく。

(参考1) 独占禁止法、下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用関係

概要

- 芸能事務所と実演家との取引については、フリーランス・事業者間取引適正化等法、下請法及び独占禁止法の適用が考えられる。
- 実演家がフリーランス・事業者間取引適正化等法の「特定受託事業者」又は下請法の「下請事業者」に該当する場合には、下表の行為については、独占禁止法だけでなくフリーランス・事業者間取引適正化等法又は下請法に違反する可能性もある。どのような場合にこれらに該当するかについては、個別の契約の実態を踏まえて判断することとなる。
- 例えば、フリーランス・事業者間取引適正化等法上、業務委託をした事業者は、直ちに、報酬の額、支払期日等の取引条件を明示する義務を負う点に留意が必要である（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項）。独占禁止法と同様に、これらの法律に違反する場合には、公正取引委員会において厳正に対処していく。

フリーランス・事業者間取引適正化等法や下請法に違反し得る行為

主な適用条文

芸能事務所と実演家の取引

移籍・独立に係る金銭的給付の要求

不当な経済上の利益の提供要請（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号、下請法第4条第2項第3号）

報酬に関する一方的決定

買ったたき（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号、下請法第4条第1項第5号）

業務等の強制

不当な経済上の利益の提供要請（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号、下請法第4条第2項第3号）

契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと

取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条）、書面の交付義務（下請法第3条）

実演家に対する実演等に係る取引内容の明示

取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条）、書面の交付義務（下請法第3条）

放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引

契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと、交渉に応じないこと

取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条）、書面の交付義務（下請法第3条）

文化芸術活動に関する法律相談窓口

文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル等について、専門的な知識・経験を有する弁護士がご相談に対応します。

ご相談受付フォーム：

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html

※本窓口において、最大限実効的な対応をさせていただくとともに、関係法令に基づく適切な対応がなされるよう、必要に応じて関係当局の窓口のご紹介も行います。

なお、「芸能事務所等の取引の適正化に関する指針について教えて欲しい」「芸能事務所等から受けた具体的な行為が独占禁止法違反かどうか調べて欲しい」など、独占禁止法（以下の※の法律を含む）に係る問い合わせ・情報提供は、公正取引委員会で直接承ることが可能です。

公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部 取引調査室
電話：(03)3581-3372 (直通)

※以下の法律に係る情報提供については各担当部署で直接承ることも可能です。

・「芸能事務所等から受けた具体的な行為（例：取引条件が明示されない、書面が交付されない）が、フリーランス・事業者間取引適正化等法違反かどうか調べて欲しい」

→フリーランス・事業者間取引適正化等法担当部署（公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）へ御相談ください。

オンラインフォーム：

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/freelance.html>

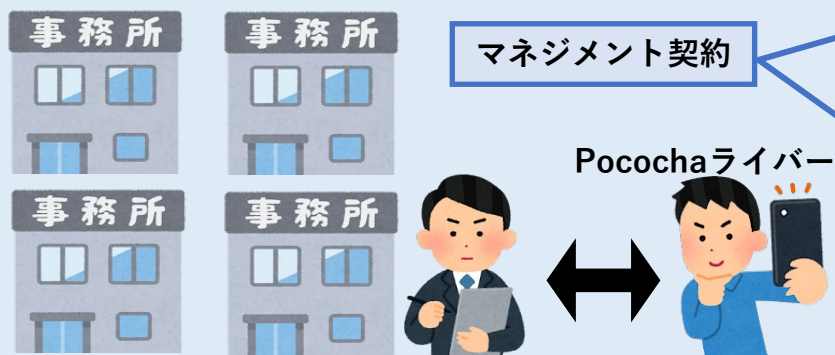
・「芸能事務所等から受けた具体的な行為が、下請法違反かどうか調べて欲しい」

→下請法担当部署（公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部 下請取引調査室）へ御相談ください。

オンラインフォーム：https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/shitauke_higijijitsu.html

(参考3) ライバー事務所を運営する事業者に対する注意 (令和7年12月9日) について (概要)

Pococha取引額上位のライバー事務所4社



本件行為の概要

ライバー事務所4社はそれぞれ、自社に所属するPocochaのライバーとの間で締結したマネジメント契約において、合理的な理由が認められないにもかかわらず、当該ライバーの移籍や独立を牽制する目的で、当該契約終了後一定期間、

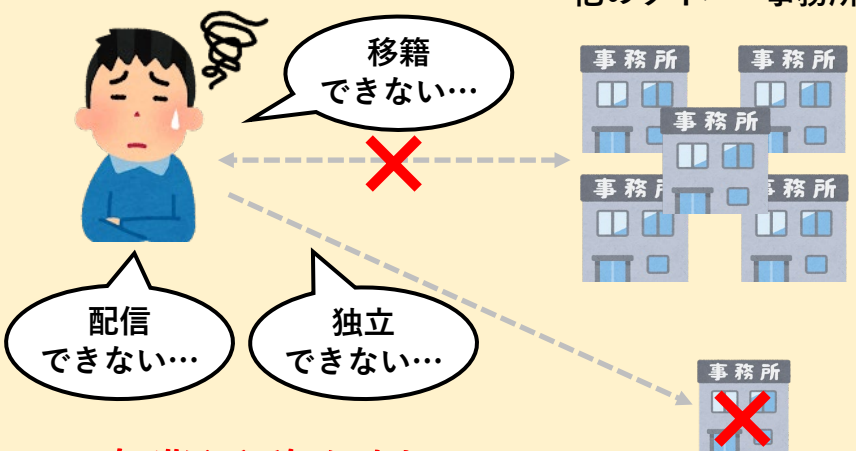
- ・ ライブ配信活動を行うことの禁止
- ・ 他のライバー事務所との間でマネジメント契約を締結することの禁止
- ・ 自社と同種の事業を営むことの禁止

の全部又は一部を内容とする旨の規定を設け、当該契約終了後における当該ライバーの事業活動を制限している。

契約終了後

Pocochaライバー

他のライバー事務所



事業活動を制限

独占禁止法上の考え方

ライバー事務所が、所属ライバーとの間で締結したマネジメント契約において、所属ライバーの移籍や独立を牽制する目的で、営業秘密等の漏えい防止の目的の達成のために合理的な必要性かつ手段の相当性が認められないにもかかわらず、所属ライバーの契約終了後の事業活動を制限する内容の規定を設けることにより、他のライバー事務所がより人気のあるライバーを容易に獲得できなくなる、所属ライバーが契約終了後新たにライバー事務所を立ち上げることが困難になる等の効果が生じる可能性があるところ、これらにより、他のライバー事務所又は新たに立ち上げるライバー事務所の取引機会が減少するような状態をもたらし、ライバー事務所間における公正かつ自由な競争に影響を与えるおそれがある。